

◎新潟県告示第809号

鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定（平成15年4月新潟県告示第996号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号）第29条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為を次のように指定し、平成15年4月16日から施行する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為を次のように指定し、平成15年4月16日から施行する。